

## 行政刷新会議（第3WGによる評価）

平成21年9月に、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うことを目的に行政刷新会議が設置された。

10月22日に第1回の会議が開催され、平成22年度予算編成のあり方、中期的な視点から更に刷新を図るべき事業等について、事業目的が妥当であるか、手段として有効かつ効率的であるか、限られた財源の中、ほかの事業に比べて緊要であるか等の見直しの観点による「事業仕分け」の手法で横断的な見直し作業を進めることとなった。具体的には、全省庁の所管事業を3つのグループに分け、それぞれのグループに対し国会議員と民間人の十数人で構成するワーキンググループを設置し、仕分けの対象とする事業を選定した後、各事業の内容・必要性に関する検討が行われた。本機構に関しては、法人自体は仕分けの対象として選定されなかったが、「大学等奨学金」事業が対象となり、11月25日に仕分けが行われ、評価結果が以下のとおり取りまとめられた。

評価結果を踏まえ、平成22年度予算案においては、債権回収業務の民間委託等の回収強化を講じ、返還金を確保することにより、予算額（国費）の縮減を図りつつ、貸与人員の増など事業費が拡充されることとなった。

## (1) 評価結果

見直しを行う

(回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方を中心)に)

## (2) 評価内訳

見直しを行わない 2名

見直しを行う 14名(複数回答)

平成21年度予算額以下に抑制	4名
貸与基準の厳格化	2名
一層の回収強化	10名
(独)日本学生支援機構の見直し	1名
給付型奨学金の検討	3名
民間への業務委託	1名
希望者全員への貸与	1名

### (3) とりまとめコメント

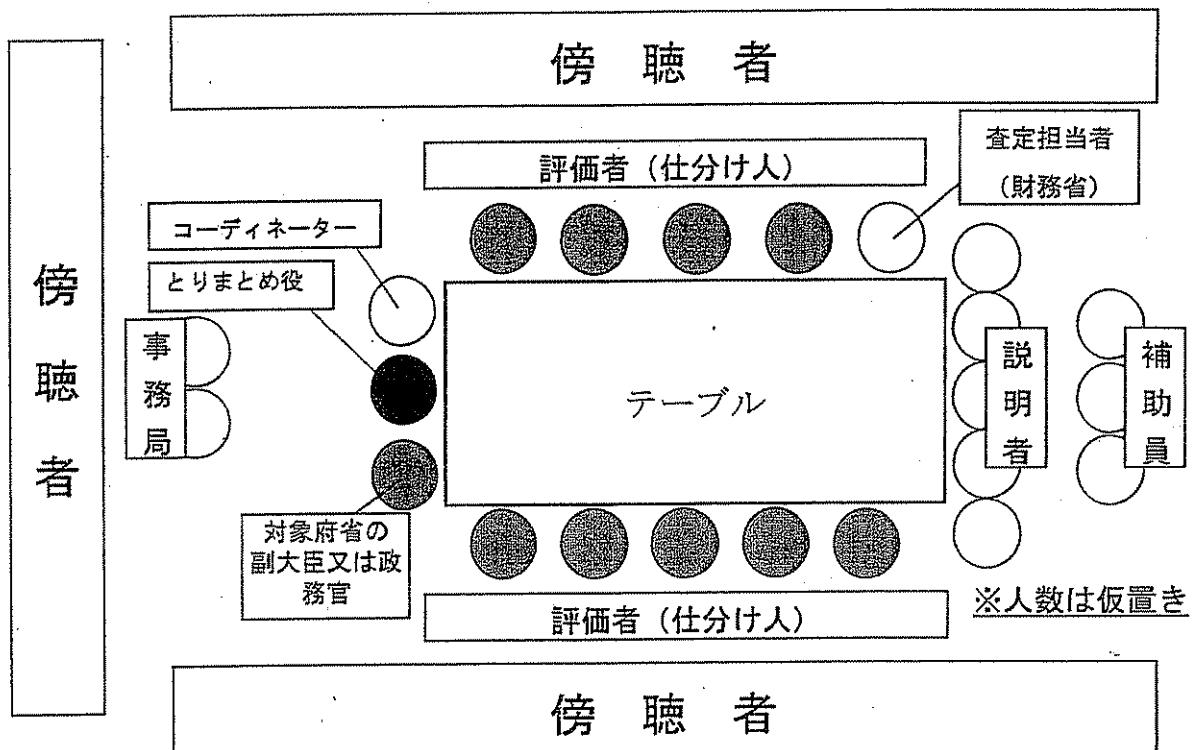
大学等奨学金については、見直しを行わないという意見が2名、見直しを行うという意見が14名であった。借金であるから回収を強化すべきという意見が多い一方で、返済方法についての柔軟性や、給付型奨学金を検討すべきという意見があった。また、(独)日本学生支援機構のあり方については見直しが必要であるとの意見が複数あった。当WGとしては、回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方、といった点を中心に、見直しを行う方向でまとめる。

### (4) 評価者のコメント

- ① 条件を満たしている者へは、希望すれば必ず貸与されるようにすべき。返済についてより柔軟な制度に変更。
- ② 回収努力がまだ不十分。また、学生が安易に利用している印象もあり、借金であるという認識を高める必要もある。奨学金という名前より「学生ローン」にしたほうが学生にも緊張感が出る。民間によるグラントも増えるよう税制優遇も検討。民間への業務委託も検討すべき。
- ③ 制度設計として給付型システムの検討。
- ④ 大学授業料との関係をふまえ給付型の検討もすべき（教育競争力に関連）。
- ⑤ (独)日本学生支援機構の見直し
- ⑥ 回収コストは言うならば後ろ向きの経費。給付型の奨学金システムの導入の検討が必要。
- ⑦ (独)日本学生支援機構への文部科学省からの出向禁止と回収作業の効率化。奨学金制度自体の見直し。希望者全員奨学金制度を創設。マニフェストと整合性を合わせる。
- ⑧ 学びたい者から学べる環境を作ることは重要。問題は回収。奨学金なので、やはりきちんと学んでいる学生を対象にして欲しい（具体的にはある学力を持っていること。ただ大学に来ていることを援助する必要はない。）。
- ⑨ (独)日本学生支援機構の工程表の最初に、奨学金は借金であるという厳格な意識付けを学生に植えつけることが行われなければならない。
- ⑩ 回収目標とその現実にしっかりと取り組むためにも、年度毎の総額枠を定めて運用すべき。
- ⑪ 今日の債権延滞状況では、きちんと返済を行う人が損になり、モラルハザードが生じてしまい、制度設計自体が崩れてしまうリスクがある。また、(独)日本学生支援機構を金融機関として存続できるような仕事が必要であり、今日の状況ではそのシステムが維持できない不安が存在。
- ⑫ 回収は個別の状況をよくつかんだ上で。
- ⑬ 奨学金のスキームを外部専門家を入れて徹底見直し。必要予算を圧縮できるよう努める。

- ⑯ 学生に対し、しっかりサポートしてほしい。無償給付を増やしてほしい。
- ⑰ 他の学生支援策と比べても、直接的な学生支援策として評価されるべき施策と考える。債権回収を強化するのは当然のこと。給付型のスキームについても検討が必要。

## 事業仕分け作業の進め方



### 1. 事業説明

5～7分

- 各省担当職員が事業シートに基づいて当該事業の要点やシートの補足説明を行う（仕分け人は事前に事業シートに目を通している前提で説明）。
- 説明者は局長または審議官クラスを必須とし5席まで（複数事業が対象で、5席で足りない場合は交替も可）。独法が対象の場合法人職員の出席も可とする。後方に座る補助員は3名まで。

### 2. 査定担当より考え方の表明

3～5分

- 査定の立場にある財務省主計局より、当該事業の論点や主計局としての考え方の説明。

### 3. とりまとめ役から当該事業の主な論点を発表

2分程度

- とりまとめ役より、事業を選定した背景や主な論点等を提示。

**4. 質疑・議論**40分程度(※)

- 仕分け人から説明者（担当職員）に対して、仕分けの判断材料としての質問や議論。  
※ 議論重視の観点から弾力的に考える。

**5. 各評価者が「評価シート」へ記入**3分程度

- 評価シートに評決内容とその理由を記載。議論しながらの記入も可。  
※1 対象府省の副大臣又は政務官は、質疑・議論に加わるが、評決には参加しない。  
※2 コーディネーターは、主に進行役のため、評決権は持たない。

**6. とりまとめ役がWGとして評決結果を発表**2分程度

- 各評価者の評価シートをとりまとめ役が集約。「○○（仕分け区分）が何名、○○が何名・・・」と読み上げた上で、とりまとめ役がWGとしての評決結果を公表。
- その後、とりまとめ役より評決結果を受けてのコメントを公表。

- 事業仕分けの結論は各事業終了後、速やかに会場に貼り出す。